

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

佐賀県公安委員会委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第10号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（部長、課長、警察署長等の専決等）</p> <p>第6条 本部長は、前条の規定により専決することができる事務のうち、定例又は軽易なものを佐賀県警察本部の部長及び課長（理事官、所長、隊長及び警察学校長を含む。）並びに警察署の署長及び副署長（次長を含む。）に専決させることができる。</p>	<p>（部長、課長、警察署長等の専決等）</p> <p>第6条 本部長は、前条の規定により専決することができる事務のうち、定例又は軽易なものを佐賀県警察本部の部長及び課長（理事官、所長、隊長及び警察学校長を含む。）<u>、警察署の署長、副署長、刑事官及び地域官並びにこれらに準ずる者のうち本部長が別に定める者に専決させることができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。